平成７年度　農林水産省補助事業

木材製品予防的管理促進事業報告書
（一般製材業）

平成８年３月

5

財団法人　日本住宅・木材技術センター

ま　え　が　き

製造物責任(PL)法は平成７年７月１日から施行されたのにともない、これまでの製造業者による製造業者のための品質管理活動から消費者の視点に立った安全性の確保を最優先とする品質保証活動に早急に軌道修正をしていく必要がある。

このため、本事業は、上記を踏まえ、PLP(Products Liability Prevention ＝製造物責任予防)、主として一般製材業の「製品安全」について検討し、「品質保証に関する覚書ガイドライン」、パンフレット等を作成するとともに、全国３ヶ所において一般製材業者等を対象に講習会を開催した。

なお、一般製材業等がこれら資料を活用されるに際しては、製造する製品の種類、企業規模、製品品質のレベルなどを十分勘案され、最も適した対策を立案・実施されることを期待する。

平成８年３月

木材製品予防的管理促進委員会

委員長　岡　屋　武　幸

木材製品予防的管理促進事業報告書

目　　次

まえがき

実施要領 …… 1

1　予防的管理マニュアル等作成事業 …… 3

1.1　一般製材産業としての対応策 …… 3

(1)　基本理念 …… 3

(2)　一般製材業等の対策（要点） …… 3

ア．製材業 …… 4

イ．木材製品2次加工業 …… 5

〔参考1〕製材品の生産工程 …… 7

〔参考2〕機械プレカットの生産工程 …… 8

(3)　PL対策上、留意すべき事項 …… 9

1.2　製造物責任予防(PLP)のポイント …… 11

1.2.1　PLPとしての製品安全（PS）活動

1.2.2　PLP活動と品質保証活動

1.2.3　契約書・パンフレットの作成

(1)　取引契約に当たっては～ …… 13

(2)　品質を保証するには～ …… 16

(3)　PL事故が発生した場合は～ …… 19

(4)　木材を良く知るために～ …… 別刷

1.3　PL事故・クレームに関するアンケート調査 …… 20

1.3.1　アンケート調査への依頼 …… 20

1.3.2　アンケート調査結果概要 …… 25

2　講習会開催 …… 30

2.1　概　要

2.2　講習会テキスト

(1)「取引基本契約書」（別添の通り）

(2)「品質保証に関する覚書」（別添の通り）

(3)「製材品引渡しの際に、PL対策上、留意すべき事項」（別添の通り）

木材製品予防的管理促進事業実施要領

1　事業の目的

平成７年７月の製造物責任（ＰＬ）法の施行に対応し、消費者のニーズに的確に対処する必要があることから、木材製品の品質管理の改善等による木材製品に起因する事故の未然防止及び事故発生時における的確な対処方法の確立を図るため、マニュアルの作成、講習会の開催を実施することを目的とする。

2　事業の内容

この事業は、次のとおりとする。

(1)　木材製品による事故を未然に防止するための手法（PLP:Products Liability Prevention）等についてのマニュアルの作成

(2)　講習会の開催

3　事業実施期間

平成７年度

4　要　約

(1)　予防的管理マニュアルの作成

①ＰＬに対する一般製材業としての対応策

②ＰＬＰのポイント

の２点にしぼって検討した。

とくに、②ＰＬＰのポイントにおいては、取引に当たっての契約書、品質保証に関する覚書ガイドライン、取扱説明書に相当するパンフレット及びＰＬ事故等状況連絡書の作成を行った。

(2)　ＰＬ事故・クレームに関するアンケート調査の実施。・分析

①調査期間：平成８年２月

②調査対象：製材工場、プレカット工場、木材販売会社等200工場・社

③回　　答：85工場・社（42.5％）

④調査結果：事故１、クレーム９、事故・クレーム無し75

(3)　講習会の開催

(1)の成果をもとに、全国３か所で製材業者等を対象に講習会を開催した。

5　調査・検討体制

本調査・検討については、(社)全国木材組合組合連合会において、学識経験者及び木材の専門家で構成する委員会を設け、調査・検討を行い、報告書の作成を行った。

委員会の構成は次のとおりである。

木材製品予防的管理促進委員会委員名簿

（敬称略・順不同）

委員長	岡屋　武幸	（財）ベターリビング　住宅部品PLセンター室長
委　員	大河原章吉	大河原木材（株）常務取締役
〃	菅原　昭彦	新東京木材商業協同組合　専務理事
〃	澤田　設蔵	（社）京都府木材組合連合会　専務理事
〃	西谷嘉寿夫	（社）全国木材組合連合会　専務理事

1　予防的管理マニュアル等作成事業

1.1　一般製材業としての対応策

(1)　基本理念

木材購入者は、木材業者を信頼して木材を購入するものであり、購入してもらったおかげで木材業者は多少なりとも利益があげられています。

この信頼責任、受益責任は、産業として成り立っていることの社会責任であり、この責任を果たすこと、すなわち、安心して使える、安全な木材・木製品を提供するということが一般製材業の側から見たPL法の基本理念であります。

一般製材業等においては、従来にもまして製品の安全性向上対策、事故防止対策に努めるとともに、万一の場合に備えて、被害者の救済・補償対策等の措置を整備しておく必要があります。

とくに、経営体質の脆弱な一般製材業等にあっては、経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるPL対策を早急に進める必要があります。

以上の基本理念等に基づき、事業体としての対策(要点)について記述します。

(2)　一般製材業等の対策（要点）

木材産業の事業体には、多数の経営形態があり、そのすべてについて記述することは困難であることから、参考資料の１「製材品の生産工程」を参考にしつつ、

ア、製材品の加工を中心に、

イ、その典型的なケース

について代表的に記述します。

ア. 製材業

企画・設計	・発注者の指示(仕様書等)の確認(文書保存) ・原材料の選定(仕入れ書類の保存)
製　造	・品質管理の徹底(寸法精度等の確保)
出　荷	・製品検査の徹底(受注仕様によるチェック) ・出荷記録の保管 ・流通時における注意事項の表示(説明書の配布等を含む、以下同様)

(留意事項)

①最終製品製造者、住宅メーカー等発注者の設計・仕様等の提示を受けた場合には、予見可能な範囲で安全性を確認の上、受注します。

また、発注者の発注する品質・寸法等仕様を十分確認し、いずれも文書で残すようにします。

②納品書製品仕様書及び売買契約書等については、PL対応を十分盛り込んだ様式に見直し改定します。

[納入伝票等の記入事項例]

例１：樹種、等級、寸法、含水率及び強度等を記入する欄を新設して、引き渡した品物の内容を確認する。(受領印を含む。)

例２：「上記は、　年　月　日、当社より発注した品物であることを確認する。(印)」(別途、発注を受けた品物の仕様を確認する書類を保存し、必要により納品書等に添付します。)

③乾燥処理を含む品質管理規程等を策定し、品質管理を徹底します。

④製材品の用途によっては、有節材の節部分を除去して使用する等、用途による使用上の重要な注意事項について、定時の警告説明を繰り返したり、関係するパンフレットを配ったりすること等を検討します。

⑤安全教育、品質管理教育を徹底します。

イ．木材製品２次加工業

	ア、機械プレカット加工業	イ、集成材・合板・LVL・薬剤処理 等中間素材製造業	ウ、フローリング・階段セット・足場板 等最終製品製造業
企画・設計	・CAD方式の場合、設計・仕様材料の安全性の見直し ・発注者の指示の安全性の検討 ・仕様書・契約書等の保存	・接着剤及び処理薬剤の安全性の検討 ・仕様書の検討・契約書の保存 ・開発危険の検証	・安全性を欠く設計、仕様・材料の見直し ・発注者の指示の安全性検討 ・開発危険の検証
製　造	・品質管理の徹底	・品質管理の徹底	・品質管理の徹底 ・下請けの業者の品質管理の徹底 ・施工要領書の充実
出　荷	・製品検査の徹底（受注仕様によるチェックを含む） ・出荷記録の保管 ・受領書の保管 ・製品表示の適正化	・製品検査の徹底（受注仕様によるチェックを含む） ・取扱い説明書等の整備 ・出荷記録の保管 ・受領書の保管 ・製品表示の適正化（特に、薬剤処理材）	・製品検査の徹底（受注仕様によるチェックを含む） ・出荷記録の保管 ・流通における注意事項の表示
使　用	・取扱説明書等の充実 ・メンテナンスの説明	・取扱説明書等の充実 ・メンテナンスの説明	・取扱説明書等の充実 ・メンテナンスの説明
事　故	・相談窓口の整備・左同 ・事故例の収集・整備	・左同	・消費者相談窓口の強化 ・事故例の収集・分析
交　渉	・自社交渉 ・原因究明・紛争処理機関との連携	・左同	・自社直接交渉 ・原因究明・紛争処理機関との連携
賠　償	・共済保険の検討	・左同	・共済保険加入の検討

（留意事項）

①納品書、製品仕様書及び売買契約書等については、ＰＬ対応を十分盛り込んだ様式に見直し改定します。（前記参照）

②階段セット等最終製品の受注、製造に当たっては、安全性について十分に吟味するとともに、取扱説明書を作成し、その周知を図ります。

販売先が住宅メーカー、工務店、流通業者等の非製造業者である場合には、民法との問題は残るにしても、PL法上の賠償責任は原則として対象外であることから、と

くに留意することが肝要であります。

③防腐・防虫・防蟻等の薬剤処理業においては、薬剤の安全性等について十分に吟味するとともに、処理材の使用にあたって、取扱説明書(場合によっては、警告表示）の作成及びその活用について十分な配慮が必要であります。

④外注原材料や外注部品については、安全性を十分に確認して発注します。

⑤二次加工処理前後の品質記録を保存します。

⑥乾燥・防腐処理等を含む品質管理の規程等を策定し、品質管理を徹底します。

（注）: 日本木材防腐工業組合の「木材防腐処理業PL対策マニュアル」および日本フローリング工業会の「フローリング･マニュアルQ&A」を参照して下さい。

参考１　　　　　　　　製材品の生産工程

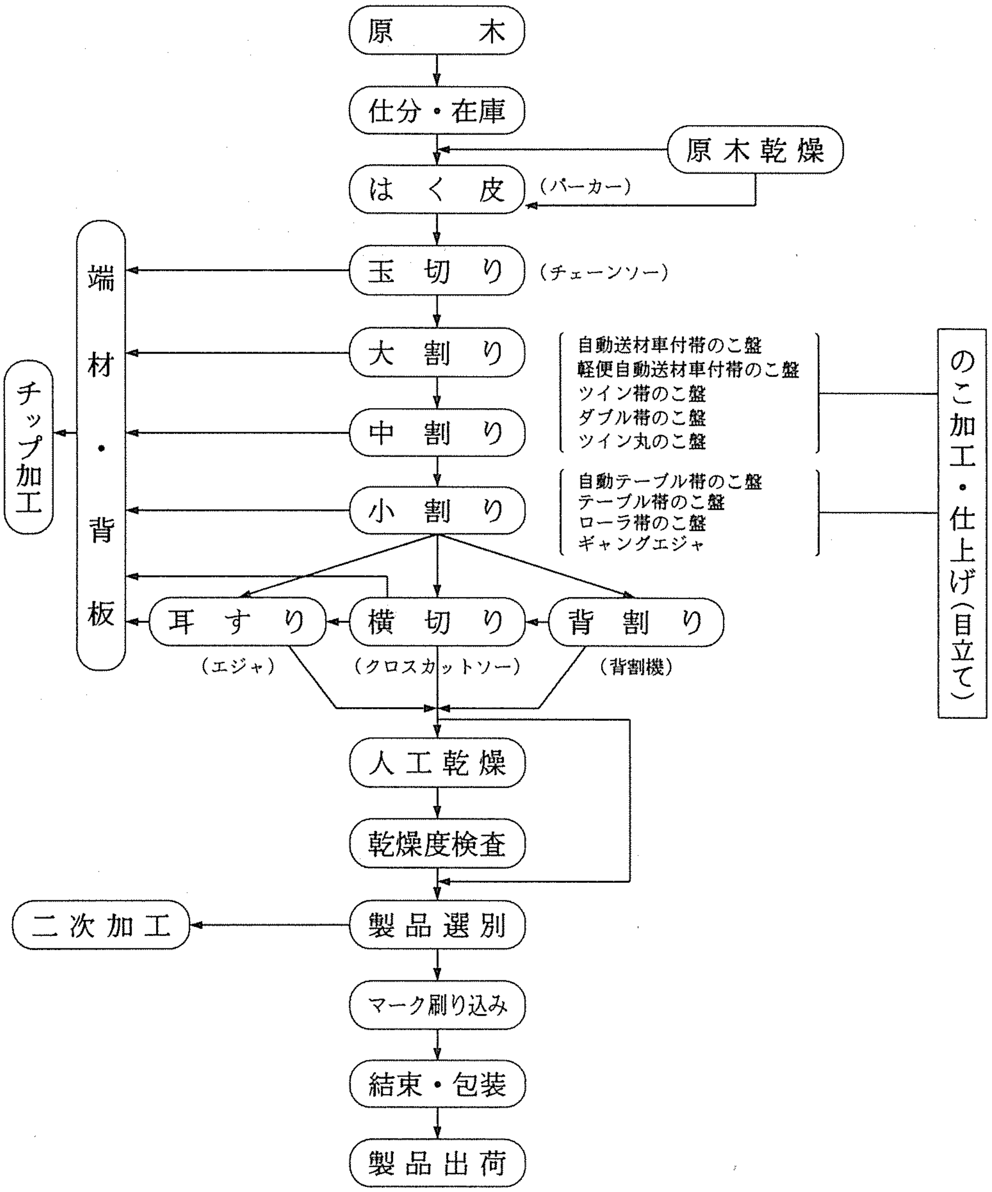

参考２　　　　　　機械プレカットの生産工程

製　造　基　準

製造工程図（例）

関連工程	工程	内容
	原材料受入れ	
	受　入　検　査	樹種・寸法・品質・数量の確認
	原 材 料 保 管	保管施設・保管設備
乾燥処理工程図（詳細）	人　工　乾　燥	乾燥設備・乾燥スケジュール・乾燥基準（外部委託の場合は、乾燥スケジュール・乾燥基準を提示）
	乾 燥 度 検 査	適否の判定
構造設計積算 → コンピューター入力	選木（木拾い）	樹種・寸法・品質
（コンピューター入力より）	墨　付　け	指図書確認・墨付精度
	切　　　断	所要機械器具の点検整備・加工精度
	材　端　加　工	所要機械器具の点検整備・加工精度
	材端以外の加工	所要機械器具の点検整備・加工精度
防腐・防蟻加工工程図（詳細）	防腐・防蟻加工	設備の点検・薬剤の種類・作業液の濃度（外部委託の場合は、薬剤の種類・処理法・納期を指示）
	養 生 ・ 乾 燥	養生・戻し乾燥
	調　　　整	寸法精度
（材端以外の加工より）	製　品　検　査	材料の品質、加工部の欠点、加工部の位置、加工精度、含水率（防腐・防蟻処理材は、薬剤の浸潤度及び吸収率）
	保　　　管	保管場所・保管設備・保管方法
	出　　　荷	伝票整理

(3)　PL対策上、留意すべき事項

1．製材版取扱説明書については、木材PRをかねた別冊「木材をよく知り、安全に使いましょう」によることとする。

2．製材の品質保証については、本来は「品質保証に関する覚書ガイドライン」等、契約書型式により、詳細にわたり取り決めておくべきであるが、それとは別に、日常の取引で使用される納品伝票及び受領伝票等に次の事項を印刷し、瑕疵のない製品を当方から引渡し、相手方が受領した証拠書類として保管しておくこととする。

(1)受注生産の場合

・受注した製材の用途がわかる場合には、安全性について可能な限り確認する。

・受注の樹種、寸法、乾燥度、強度、及び薬剤処理等、安全に関係のある製品仕様を確認し、それが記載された受領書（受領伝票）を保存（10年間）しておく。

・納品伝票に記載すべき事項

①受注した「製品仕様の安全に関係のある全項目」

②「万一不良品がありましたら、お取換いたしますので、受領後2日以内にお申し出ください。」

・受領伝票に記載すべき事項

③受注した「製品仕様の安全に関係のある全項目」

④「記載した仕様の製材品を受領しました

年　月　日　受領者名　　　　㊞　」

(2)見込生産の場合

・見込生産の場合は、製品の樹種、寸法、乾燥度、強度、及び薬剤処理等、納入する製品の安全に関係のある製品仕様を、販売相手方と確認し、それを記載した受領書（受領伝票）を保管（10年間）しておく。

・納品伝票に記載すべき事項

①「製品仕様の安全に関係のある全項目」

②「万一不良品がありましたら、お取換いたしますので、受領後2日以内にお

申し出ください。」

・受領伝票に記載すべき事項

①「製品仕様の安全に関係のある全項目」

②「記載した仕様の製材品を受領しました

年　　月　　日　　受領者名　　　　　　㊞　」

1.2　製造物責任予防（PLP）のポイント

PLP活動を企業として展開・推進していくためには、全社あげて「製品安全は企業の利益に優先する」旨の強固な意識を持つ必要があります。

以下、PLP活動を企業内で推進していくうえでの、要点について記述します。

1.2.1　ＰＬＰとしての製品安全（PS）活動

(1)　品質管理（QC）活動

品質管理を効果的に実施するために全社で参加・協力する活動で、工場出荷時の不良率を低減させる活動（全社的品質管理又は総合的品質管理）

・品質検査

［管理基準の設定と不良品の排除等→品質における製造側から使用側への転換］

↓

(2)　品質保証（QA）活動

企業が製品の製造に際し、消費者の要求する品質、機能が十分に満たされていることを保証するために生産者が行う体系的活動

・各部門の仕事、責任、権限の明確化

・品質マニュアルにもとづく一貫した活動とその記録の保存等の推進

［従来の品質管理、品質保証活動だけでは、製品の欠陥を排除しにくい。］

［使う側の立場に視点を変えて、製品により一層安全を盛り込むことが必要。］

↓

(3)　製品安全（PS）活動

使用者・消費者が安全に使用できる品質を有する製品を継続的に生産・販売されるようなシステム作り

1.2.2　ＰＬＰ活動と品質保証活動

(1)　企業は、その存続・成長発展を図るため、機能、性能、信頼性が高く、かつ高付加価値を有する製品の開発、製造、販売に努め、加えて、製造業者による製造業者のための品質保証活動を取り入れていく必要がある。

しかし、企業は、消費者にとって最も重要な安全性についての配慮に欠けていた。

従って、これまでの品質保証活動から、今後はPLP活動の目指す安全性の確保に最重点をおいた品質保証に方向転換しなければならない。

(2) PLP活動は製造時にはじまって廃棄時までを対象とするため、企業内のすべての分野（開発、設計、製造、販売、サービス)、さらには関連企業である部材・部品、流通・サービス等の参加・協力が必要である。

また、品質保証活動も当初から現在まで、製造工程における製品の品質管理に徹しているが、今後はその対象をすべての部門まで拡大していくことが大切である。

しかも今後、これら2つの活動は全社的活動として行われることが重要である。

1.2.3　品質保証に関する覚書ガイドライン等の作成

本事業では、PLP活動と品質保証活動を推進する上での対策として、

(1)基本取引契約書

(2)「品質保証に関する覚書」(ガイドライン)

(3)PL事故等状況連絡書

(4)パンフレット「木材を良く知り、安全に使いましょう」(一般製材業版取扱説明書)

を作成した。

⑴取引契約に当たっては～

取 引 基 本 契 約 書

（ 売 買 契 約 書 ）

木材製品の売買について〇〇木材販売株式会社（以下「甲」という。）と〇〇製材株式会社（以下「乙」という。）との間に、次の通り契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、次の通りとする。

（1）品名及び数量

（2）契約金額

（3）納入期限

（4）納入場所

（5）契約保証金

（納入木材製品の品質等）

第２条　納入製品の品質、構造、形状、寸法等は、仕様書によるものとする。

（納入期限の延長）

第３条　乙は、天災その他やむを得ない理由により納入期限内に木材製品を納入することができないときは、期限延長の申し出をすることができる。

（検査）

第４条　甲は、乙が木材製品を納入した日から〇日以内に検査を行うものとする。

２．検査に要する費用及び検査のため変質、変形又はき損したものは、すべて甲の負担とする。

３．乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第５条　納入した木材製品の所有権は、検査に合格したとき、乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた木材製品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。

（契約金額の支払）

第６条　乙は、合格品を完納した後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

２．甲は、前項の支払請求書を受理した日から○日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

３．甲は、前項の期間内に契約金額を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、大蔵大臣が当該未払代金に対し銀行の一般貸付け利率を勘案して決定する率により計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（違約金）

第７条　乙は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、１日につき遅延数量に対する契約金額の○分○に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

２．前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

（契約の解除）

第８条　乙が次の各号に該当するに至ったときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　納入期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込がないとき

(2)　乙からこの契約解除の申入れがあったとき

(3)　乙がこの契約条項に違反したとき

(4)　甲が行う木材製品の検査に際し、乙に詐欺その他の不正行為があったとき

２．甲は、乙が納入した製品の欠陥に起因して第三者の生命、身体又は財産の損害を及ぼす事故が発生した場合、本契約を書面による通知の上、直ちに解除することが出来る。乙は、甲が当該製品の在庫を保有している場合において、この買取りを要求されたときは、売渡価格で直ちに買取りに応じるものとする。

（契約解除による違約金の支払）

第９条　乙は、前条によりこの契約を解除されたときは、契約金額の○分の○に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、第７条による違約金の徴収を妨げないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

（協議）

第11条　この契約に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上これを定める。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

⑵品質を保証するには～

品質保証に関する覚書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇製材株式会社（以下「乙」という。）とは、「取引基本契約書（売買契約書）」第２条に基づき、乙が甲に対して納入する〇〇〇製品（以下「本製品」という。）の品質保証に関する事項について、次の通り約定する。

第１条（品質管理体制の整備）

乙は甲の要求する品質を満たすため、必要な品質管理体制を整備するものとする。

第２条（保　証）

乙は、甲が購入したすべての契約品が、合意された仕様に従って材料及び仕上がりに何ら瑕疵がなく製造されることを甲に対して保証するものとする。

２．乙は、甲が要求した場合、木製品に係る安全基準・製造方法に関する報告書を速やかに提出するものとする。

第３条（クレームと責任）

甲のクレームが甲乙協議の上妥当であると判断される場合、瑕疵に対する責任及び損失は、乙の費用と責任において補修または交換部材と交換するものとする。

第４条（責任の制限）

本製品の危険負担は甲が検査の上、本製品の受渡し完了と同時に乙から甲に移転するものとする。

２．第３条の補修または交換は、甲から第三者へ出荷済の場合は、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

乙は、そのために必要とする交換部材のみを無償にて提供するものとする。

３．保証期間内において、甲は本製品の隠れたる瑕疵により、直接的な結果として現実に発生した通常の損害について、乙に賠償を請求することができるものとする。

4．保証期間内においても、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は責任を負わないものとする。

(1)　甲の製品の設計方針に従わない使われ方をし又は説明書に従わない使われ方をしたことに因る損害

(2) 甲の指示した仕様・規格・施工方法等に起因する損害

(3)　甲から支給された材料・部材に起因する損害

(4)　引渡し後、構造・性能・仕様等の改変を行い、これに起因する損害

(5)　瑕疵によらない自然の摩耗、錆・変化・変色等の材料の自然特性あるいは経年変化に起因する損害

(6)　契約時に実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、またはこれに起因する損害

(7)　事故発生を知った後、速やかに申し出なかった場合

(8)　乙以外の者の故意あるいは過失に起因する損害

(9)　地震、洪水等の天災地変又は火災・爆発等の不可抗力に起因する損害

(10)　物損における営業損失

(11)　第三者から甲になされた請求に起因する損害

(12)　乙が提示する納入仕様書、取扱説明書、施工説明書、メンテナンスの必要なものはその要領書等に従わない不適切な仕様に起因する損害

(13)　開発、製造、販売時に通常予想される環境（温度、湿度、気圧、水圧その他）の条件下以外における仕様・保管・輸送等に起因する損害

(14)　甲が設計し、本製品と乙以外の製品の特殊な組合せの場合のみに生じる損害

5．保証期間終了後に発見された本製品の瑕疵については、乙は原則として有償にて修理又は交換部材に取り替えるものとする。

6．本条の規定は、基本取引契約終了後も有効とする。

第5条（製造物責任）

本製品の欠陥により、第三者の身体及び財産に損害を及ぼす恐れがあると判断される場合、甲乙直ちに相互に連絡し、協力して損害の発生予防に努めるものとする。

2．甲に納入した本製品の欠陥に起因して、第三者の身体及び財産に損害を及ぼしたことを発見した場合、甲は直ちに乙に連絡するものとし、その原因究明、処理方法、損害賠償の費用分担等について甲乙誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

なお、事故原因及び帰責事由の調査並びに損害賠償の費用分担設定は、甲乙それぞれの責任を全うするよう協議して決めるものとする。

3．本条の規定は、基本取引契約終了後も有効とする。

第6条（アフターサービスと補修部品）

アフターサービスは、保証期間内における乙のみの責任に帰すべき事由により発生した場合を除き、甲が甲の負担と責任において行うものとする。

2．乙が有償にて修理、保守点検する場合の費用その他詳細は、別途甲乙で協議する。

3．乙は、前項のアフターサービスに必要な技術資料（サービスマニュアル、部品表等）を甲に提供するとともに、甲の依頼に応じて甲に対しサービスに関する技術教育並びに技術指導を行うことができる。それに伴う費用負担は甲乙協議して決めるものとする。

上記のとおり契約が成立したので、本証書2通を作成し、甲乙各一通を保有する。

平成　　年　　月　　日

買主（甲）　　　　　　　　　　　　　　㊞

売主（乙）　　　　　　　　　　　　　　㊞

(3)PL事故が発生した場合は～

製品事故への対応

ある日突然、製材会社または木材販売会社に、被害者からの製品事故による賠償申出が舞込んだとしたら、当該企業は正確な情況、情報を入手し、適切に製品事故対応に努める必要があります。

もとより、製品事故が発生した場合は、早期対応が大切で、これを怠ったり、いたずらに長時間を要したりすると不測の事態を招来したり、社会的信用を失墜しかねません。

このため、全木連は、日頃から会員である都道府県木(協)連はじめ一般製材業、木材販売業等の企業及び木材PL保険担当会社と製品事故防止に向けた下記情報交換等の連携強化に努めることとします。

記

1．PL相談への対応

都道府県木(協)連は、一般製材業等の企業に対して、PL対策に関する事項について、積極的に都道府県木(協)連に相談を申し出るよう、周知すること。

2．PL関連情報の収集と提供

都道府県木(協)連は、製品事故に関してモニター制度（最低30社）を設けるか、または全数調査により別紙様式にとりまとめ、4半期末ごとに全木連PL担当までFAXで連絡すること。また、全木連は、それをとりまとめのうえ、都道府県木(協)連にフィードバックするものとする。

3．木材PL共済制度の普及、促進

都道府県木(協)連は、担当保険会社(AIU)と密接な連絡をはかり、各種会合等における加入案内及び会員企業等を巡回し、加入促進を督励してもらうこと。

（別紙）

製造物事故等状況連絡書

連　絡　日	平成　　年　　月　　日	
連　絡　者	氏　名	
	住　所	
	電話番号	FAX番号
事故発生場所	都道府県　　市　　郡 町　　村	
事故発生日時	平成　　年　　月　　日（　　）　　時　　分	
メーカー名及び商品等	会　社　名	
	所　在　地	
	商　品　名	
	担当部門	
	電話番号	FAX番号
事故申出者	氏　名（会社名）	
	住　所（所在地）	
	職　業（業　種）	
	電話番号	FAX番号
	商品購入日　平成　　年　　月　　日	
	購入価格　　　　円	
事　故　内　容 (誰が、どこで、どのような使い方をしていて、どのような内容の事故・クレームが発生し、どのように処理した(処理中)かにつき、具体的に記入してください。契約書、領収書、取扱説明書等の関係書類があれば、その写しを添付してください。)		

平成　　年　　月　　日

ＰＬ事故現場調査書（控）

〔被害者名〕	〔事故日〕 年　　月　　日	〔事故場所〕
〔状況見取図〕		
添付資料　　写真・経過記録		

ＰＬ事故経過記録

時刻	交渉・連絡先	面談	TEL	交　渉　・　打合せ　・　連絡事項
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	
AM PM		出向 来社	To From	

1.3　ＰＬ事故・クレームに関するアンケート調査

1.3.1 アンケート調査への依頼

7全木連発第112号
平成8年2月20日

都道府県木(協)連会長　殿

㈳全国木材組合連合会
会　長　　亀井　清藏

木材製品等のPL事故・クレームに関する
アンケート調査への協力依頼について

本会の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年7月1日から製造物責任(PL)法が施行され、はや8ケ月が経過しようとしております。

これまでに、PL関連の事故としては、1件（2階根太の折損による人身事故……詳細は調査中）報告されているのみでありますが、今後は、これまでの製造業者による製造業者のための品質管理活動から、安全性の確保を最優先とする品質保証活動に一段と力を入れていく必要があります。

このため、本会は本年度委託事業として「木製品予防的管理促進事業」を実施し、より安全性の高い木材製品の生産・供給・販売のための品質管理等に重点をおいた諸対策を検討中であります。

今般、同事業の一環として、「木材製品等のPL事故・クレーム等に関するアンケート調査」を製材工場、防腐防蟻工場、足場板生産工場、プレカット工場、木材販売会社等を対象に別紙の通り実施することになりました。

今回調査を依頼する企業は、本会が平成6年10月に実施しました「木材製品等の事故・クレーム等に関するアンケート調査」にご回答いただきました企業とし、来る3月1日（金）までに本会宛て直接ご返送いただくことにしました。

つきましては、今回の調査依頼企業あて文書を別添の通り同封のうえご連絡申し上げますので、何卒、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以　上

平成８年２月20日

木材産業関連企業経営者　殿

㈳全国木材組合連合会
会　長　　亀井　清藏

製材品等のPL事故・クレーム等に関する
アンケート調査への協力依頼について

本会の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り昨年７月１日から製造物責任(PL)法が施行され、早や８ヶ月が経過しようとしております。

さて、本会では、平成６年10月、貴社に対して「製材品等の事故・クレーム等に関するアンケート調査」をお願いし、貴重なご回答をもとに「製造物責任対策マニュアル」を策定することが出来ました。ここに遅ればせながら改めて厚く御礼申し上げます。

お陰様で、製造物責任対策マニュアル、PLセミナー等による周知徹底が図られつつありますが、貴社におかれましても、PL法施行後も引き続き良質・安全な製材品等の生産・供給・販売に努められる中で、組織をあげて安全性の確保を最優先とする品質保証活動に鋭意取り組まれますことと期待しております。

本会では、今般、PL法施行後の企業における製造物責任の視点からの生産・供給・販売への取組み状況について別紙によりアンケート調査を実施することになりました。

つきましては、業務ご多用中誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、来る３月１日までに本会宛ご回答賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本調査結果につきましては、極秘扱いとし、個々の調査表の内容については外部に一切公表いたしませんので、念のため申し添えます。

（注）

ＰＬ事故とは……

当該製造物の欠陥により、当該製造物以外に被害が発生したこと（波及・拡大被害の発生）を云います。

従って、損害が当該製造物に留まっている場合には、PL事故には該当いたしません。
（この場合の製造物自体の損害は、民法上の責任等によって追及されます。）

クレームとは……

当該製造物に隠れた瑕疵がある場合などで、製造業者等がユーザーから契約違反をしたとして、民法上の責任等によって追及されることを云います。

以　上

ＰＬ事故・クレームに関するアンケート調査表

企業名		所在地	
担当者	役　職	氏　名	
電話等	電　話	ＦＡＸ	
業種区分 （該当業種に○印）	ア、製材・加工　イ、木材チップ　ウ、高次加工（フローリング、集成材、プレカット）　エ、足場板　オ、木材販売　カ、その他（　　　　　）		

（注）

①ご回答は極秘扱いといたしますが、匿名をご希望の向きは、それでも結構です。

②FAXによる回答（03(3580)3226）でも結構です。

1．昨年７月１日からこれまでの間にPL事故・クレームが発生しましたか。

ア、PL事故が発生した。　　イ、クレームが発生した。

ウ、PL事故・クレームとも発生しなかった。

2．「PL事故・クレームが発生した」と回答された企業は、その概要を別紙によりご記入願います。

3．貴社ではPL事故予防対策として、どのような点に重点をおいて取り組まれていますか。該当するものに○印をつけてください。

ア、社内組織体制の整備　　イ、契約書、納品書等書類の見直し

ウ、検査・検品体制の強化　　エ、品質管理マニュアルの作成、活用

オ、納入、検査、出荷等記録の保存　　カ、安全管理の社員教育

キ、講習会等への参加　　　　　　　ク、製品苦情等の文書記録

ケ、パンフレット、取扱説明書等の作成　　コ、取引先との懇談

サ、PL保険への加入　　　　　　　　シ、情報の収集

ス、その他（　　　　　　　　　　）

4．PL法施行後、製造・出荷・販売段階おいて、どのような点に配慮されていますか。

ア、製造

イ、出荷

ウ、販売

5．品質管理の点で最も配慮すべき対策は何であるとお考えですか。

ア、

イ、

ウ、

6．貴社においてその対策は万全ですか。万全でないとすれば、それは何故ですか。
また、行政、団体に支援要請する点がありましたら、お聞かせ願います。

ア、万全である。

イ、万全でない。

理　由：

7．団体・行政に対し、PLに関する支援要請事項がありましたら、お聞かせ願います。

8．PL保険への加入の有無についてお答え願います。

ア、加入している。（木材PL保険、その他のPL保険）

イ、加入していないが、今後加入する予定。

ウ、今後とも加入する考えはない

理　由：

9．どのようなPL関連資料・情報が欲しいですか。（研修会、講習会等を含む）

ア、

イ、

ウ、

10．PLに関するご質問がありましたら、具体的にお聞かせください。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

調査に、ご協力いただき、誠に有難うございました。

１.３.２ アンケート調査結果概要

PＬ事故・クレームに関するアンケート調査結果概要

8．3．11

1．PL事故・クレーム発生の有無

	製材業	プレカット	防腐	集成	足場板	加工販売	販売	計
ア、PL事故が発生した	0	1	0	0	0	0	0	1
イ、クレームが発生した。	0	5	1	0	1	1	1	9
ウ、PL事故・クレームとも発生しなかった。	25	14	2	3	6	13	12	75
計	25	20	3	3	7	14	13	85

2．PL事故・クレームの概要

詳しい報告無し。

(1) 事　　故：プレカットの加工ミスにより、建前時、職人の屋根からの転落事故
…1（プ1）

(2) クレーム：使用材料についてのクレーム（等級、樹種、割れ）…2（プ2）
加工内容についてのクレーム（全長、形状）…4（プ3、足1）

(3) 記載無し：5（プ2、防1、加1、販1、販1）

3．PL事故予防対策

	製材業	プレカット	防腐	集成	足場板	加工販売	販売	計
ア、社内組織体制の整備	1	5	1	1	1	3	3	15
イ、契約書、納品書等書類の見直し	0	3	2	0	1	1	0	7
ウ、検査・検品体制の強化	10	11	3	2	5	9	6	46
エ、品質管理マニュアルの作成、活用	0	6	2	1	0	1	1	11
オ、納入、検査、出荷等記録の保存	1	6	2	0	2	4	4	19
カ、安全管理の社員教育	7	3	1	0	1	1	1	14
キ、講習会等への参加	8	11	2	1	1	4	4	31
ク、製品苦情等の文書記録	0	1	1	0	0	0	0	2
ケ、パンフレット、取扱説明書等の作成	1	1	2	0	1	1	0	6
コ、取引先との懇談	5	2	1	0	2	3	0	13
サ、PL保険への加入	8	5	2	1	5	2	6	29
シ、情報の収集	5	6	2	1	1	2	0	17
計	46	60	21	7	20	31	25	210

4．製造・出荷・販売段階における対策（1位のみ）

	製造対策	出荷対策	販売対策
製　　材	欠点材の除去	検査の強化	顧客との綿密な打合せ
プレカット	加工精度の検査	検査の強化	契約書等の整備
防腐・集成材	JAS製品の製造	乾燥品の出荷	乾燥材の販売強化
足場板	原木の選別	検査の強化	使用方法の説明
加工・販売	製品検査の強化	検査の強化	不良品の取替え
木材販売		発送伝票の保存	用途別検品

5．品質管理対策（3位まで）

	1　位	2　位	3　位
製　材	欠点の除去	規格の厳守	仕分等級のチェック
プレカット	欠点の除去	強度検査	乾燥材への切替え
防腐・集成材	欠点の除去	強度検査	乾燥した製品生産
足場板	取扱い管理の徹底	誤使用防止の徹底	
加工・販売	社員のJAS教育	原材料の選別	乾燥の徹底
木材販売	検品の強化	乾燥製品の販売	寸法チェック

6．品質管理対策

	製材業	プレカット	防腐	集成	足場板	加工販売	販売	計
ア、品質管理対策は完全	8	2	1	1	1	2	2	17
イ、品質管理対策は不完全	8	13	2	1	5	11	7	47
ウ、回答無し	9	5	0	1	1	1	4	21
計	25	20	3	3	7	14	13	85

7．支援要請事項

ア、業種別講習会の開催

イ、実例情報の提供

ウ、杉足場板日本農林規格の制定

エ、公的機関による検査体制の整備

8．PL保険加入の有無

	製材業	プレカット	防腐	集成	足場板	加工販売	販売	計
ア、加入している。	8	6	2	1	6	2	4	29
①木材PL保険	2	0	0	0	1	0	0	3
②その他のPL保険	2	1	0	0	0	1	2	6
③不明	4	5	2	1	5	1	2	20
イ、今後加入する予定。	8	9	0	1	1	9	4	32
ウ、加入しない	8	2	0	1	0	2	3	16
エ、検討中	0	0	1	0	0	1	1	3
オ、回答無し	1	3	0	0	0	0	1	5
計	25	20	3	3	7	14	13	85

9．入手したいPL資料・情報

ア、事故・クレーム事例集

イ、講習会・研修会

ウ、PLグッズ

エ、PL保険支払の事例

10．PLに関する質問（略）

2　講　習　会　開　催

2.1　概　要

開 催 日	開催時間	開催場所	演　題　　　講　師	参加者数
平成８年 ３月19日(火)	13:00 15:30	徳島県木連 会議室	品質保証に関する覚書ガイドラインについて ㈶ベターリビング住宅部品PLセンター 室　長　岡 屋 武 幸 氏 PL法と木材産業の対応について ㈳全国木材組合連合会 専務理事　西 谷 嘉寿夫 氏	46名
平成８年 ３月21日(木)	13:30 16:00	麻布 グリーン会館		71名
平成８年 ３月25日(月)	13:00 15:30	名古屋 木材会館		63名

2.2　講習会テキスト

(1)「取引基本契約書」(前掲の通り)

(2)「品質保証に関する覚書」(ガイドライン)(前掲の通り)

(3)「製材品引渡しの際に、PL対策上、留意すべき事項」(前掲の通り)